

『山口NPO情報』 No. 26

< 平23(2011).7.1 >

発行 山口市市民活動支援センター「さぼらんて」
連絡先 〒753-0047 山口市道場門前 1-2-19
TEL(083)901-1166 / FAX(083)901-1165
E-mail saporant@c-able.ne.jp
http://www.saporant.jp/

Non Profit Organization
(直訳)非営利組織

NPO法の大幅改正 & 寄付税制改正が成立！

特定非営利活動促進法（通称：NPO法）は、平成10年12月1日に施行され、全国で4万を超えるNPO法人が活動を展開しているところですが、このたび、NPO法の大幅改正が成立し、平成24年4月1日から施行されることとなりました。

詳細については、今後、所轄庁等から情報提供等がされることと思いますが、本紙では、法改正の概要をお知らせします。

< 参 考 >

内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/>
特定非営利活動促進法の一部を改正する法律について
NPO会計道：ブログ <http://blog.canpan.info/waki/>
新寄付税制とNPO法改正(パワーポイント版)
NPOWEB <http://www.npoweb.jp/>
NPO法・寄付税制改正の動向

【改正概要】 ~ 全てのNPO法人に関係する改正です！ ~

(1) NPO法へ認定NPO法人制度を組み込み！仮認定制度も！

今まで、税制優遇が受けられる認定NPO法人は、国税庁認定でしたが、NPO法へと組み込まれて都道府県認定となり、「認定要件の緩和」と「仮認定制度が導入」されます。

(2) NPO法人の運営等の見直し！

収支計算書から活動計算書へ！

今までは、「収支計算書」が求められてきましたが、「活動計算書」へと転換されました。活動計算書の姿については、現在、内閣府の「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」で検討中です。

活動分野が17分野から20分野へ！

内閣府所轄庁の廃止・移行！

複数の都道府県に事務所を置くNPO法人の所轄庁が、内閣府から主たる事務所を置く都道府県または指定都市へ移行します。

《改正内容の概要》

1 活動分野の追加

17分野 20分野

観光の振興を図る活動
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
準ずる活動として条例で定める活動

2 所轄庁の変更

内閣府所轄庁の廃止

複数の都道府県にまたがる事務所を持つ法人の
所轄庁は、内閣府から主たる事務所の都道府県へ

3 認証制度の柔軟化・簡素化

縦覧期間中の補正

受理した日から1ヶ月までは補正ができる。

認証審査期間の柔軟化

条例で2月以内で期間を定めることができる。

4 運 営

社員総会の決議の省略

会員の全員が書面又は電磁的記録により同意すれば決議があったものとみなされる。

定款変更の際の届出のみで足りる事項の拡大

役員の定数、会計に関する事項、事業年度、解散に関する事項（残余財産の帰属先を除く）

《改正内容の概要》

1 認定の基準 ～認定 NPO 法人～

(1) 8要件

パブリック・サポート・テストで、いずれかに適合すること

ア．相対値基準

経常収入の内、寄付金等収入の割合が5分の1以上

イ．絶対値基準

3,000円以上の寄付者が100人以上

ウ．個別の条例指定

住民の福祉に寄与する法人として、条例で個人住民税の控除対象の個別指定を受けた法人

事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
共益的な活動 会員等に対するサービス提供や会員相互の親睦会等

運営組織及び経理が適切であること

公認会計士・監査法人の監査又は青色申告法人と同等の処理がされていること 等々

事業活動の内容が適正であること

総事業費に占める特定非営利活動事業費が80%以上
寄付金の70%以上を特定非営利活動事業に充当 等々

事業報告書等や役員名簿等の閲覧請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧させること

各事業年度の事業報告等を所轄庁に提出していること

法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと

設立の日から1年を超える期間が経過していること

解散公告の簡素化

公告回数 少なくとも3回 少なくとも1回

5 信頼性向上のための措置の拡充

認証後未登記団体の認証の取消し

認証決定から6月経過しても登記しない場合は
認証取消しができる

収支計算書等に係る改正

収支計算書 活動計算書（活動に係る事業の実績を表示するもの）

当分の間、収支計算書提出でも差し支えない特例措置

収支予算書 活動予算書（事業の収益及び費用の見込みを記載した書類）

計算書類 活動計算書及び貸借対照表
財産目録は附属明細書的な位置付け

情報開示の充実

NPO法人は、最新の役員名簿及び定款等を備え置き、閲覧できるようにすること

所轄庁は、最新の役員名簿及び定款等を閲覧できるようにすること

等々

(2) 実績判定期間

認定を受けたことのない場合2年、更新の場合5年

(3) 認定の有効期間

5年

2 仮認定制度 ～仮認定NPO法人～

新たに設立された法人の内、その運営組織及び事業活動が適正であって、特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれる法人。

(1) 仮認定の基準

設立の日から5年を経過しない法人

法施行(平24.4.1)後、3年間は適用しない。

認定NPO法人の8要件の内、パブリック・サポート・テスト以外の基準

認定又は仮認定を受けたことがないこと 等

(2) 実績判定期間

2年

(3) 有効期間

3年

【認定】 認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)

【認証】 特定非営利活動法人(NPO法人)

特定非営利活動促進法 <平成24年4月1日施行>

「認定NPO法人」と「仮認定NPO法人」？

	認定NPO法人	仮認定NPO法人
要件	パブリック・サポート・テストなどの8要件を全て満たすこと	パブリック・サポート・テスト以外の7要件を満たすこと 1
有効期間	認定の日から5年間	仮認定の日から3年間
対象法人	設立後1年を越える法人	設立後5年以内の法人 法施行後3年間は、5年を経過している法人も可
税制優遇	<u>個人が寄付をした場合の寄付金控除</u> （税額控除と所得控除の選択） <u>法人（会社等）が寄付をした場合の損金算入限度額の拡大</u> <u>相続人が寄付をした場合の相続税非課税</u> <u>収益事業を行っている場合のみなし寄付金</u> 2	同 左 同 左 同 左 適用なし

パブリック・サポート・テスト(PST) 1

幅広く市民の支持を得ているかどうかのテストとして、収入に占める寄付金の割合が定められています。

- < 従 来 > 経常収入金額 / 寄付金等収入金額 20% 等（計算方法・計上条件あり）
- < 追加1 > 各事業年度中の寄付金の額が3,000円以上である寄付者の数が、年平均100人以上であること。
- < 追加2 > 都道府県、市区町村が、その域内に事務所を有するNPO法人の内、条例において個人住民税の寄付金税額控除の対象として個別に指定したものは、PSTの要件を満たすものとする。

みなし寄付金 2

収益事業に属する資産から収益事業以外の事業のための支出した金額を、その収益事業に係る寄付金とみなして、一定の金額まで損金に算入することが認められます。

収益事業の利益の内、一定の割合・金額まで、収益事業の損金として算入できるため、所得金額が減少することとなり、その所得金額に係る法人税納税額が減少します。

- < 従 来 > 所得金額の20%まで
- < 平 24.4.1 以降 > 所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額まで

山口市に主たる事務所を置くNPO法人の方々へ < NPO法講座のご案内 >

平成23年6月2日付文書で「NPO法人運営研修会(5回講座)」をご案内しておりますが、その中で、下記のとおり「NPO法講座」を実施することとしております。今回の法改正を受け、その内容を読み解いていきますので、よろしければお申し込みください。

と き 7 / 1 4 (木) 13:30 ~ 15:30 ところ 「さぼらんて」

申込締切 7 / 4 までとしておりましたが、7 / 8 (金) までといたします。

表紙に記載しております「さぼらんて」連絡先までお問い合わせください。

本紙は、9月発行予定でしたが、NPO法等の大幅改正があったため、前倒し発行しました。

< 文責 > 山口市市民活動支援センター「さぼらんて」センター次長：平野 雅彦